

○ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）（附則第四条関係）

改正案	<p>附則</p> <p>（復興庁設置法の一部改正）</p> <p>第六条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三条第一項の表新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">第五号第一項第一号</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">内閣府</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第五号第一項第二号</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">機関</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">内閣府及び復興庁</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第五号第一項第二号</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">機関並びに復興庁</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">機関並びに復興庁</td> </tr> </table>	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）	第五号第一項第一号	内閣府	第五号第一項第二号	機関	内閣府及び復興庁	第五号第一項第二号	機関並びに復興庁	機関並びに復興庁
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）	第五号第一項第一号	内閣府								
第五号第一項第二号	機関	内閣府及び復興庁								
第五号第一項第二号	機関並びに復興庁	機関並びに復興庁								
現行	<p>附則</p> <p>（復興庁設置法の一部改正）</p> <p>第六条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三条第一項の表に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">第五号第一項第一号</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">内閣府</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第五号第一項第二号</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">機関</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">内閣府及び復興庁</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第五号第一項第二号</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">機関並びに復興庁</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">機関並びに復興庁</td> </tr> </table>	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）	第五号第一項第一号	内閣府	第五号第一項第二号	機関	内閣府及び復興庁	第五号第一項第二号	機関並びに復興庁	機関並びに復興庁
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）	第五号第一項第一号	内閣府								
第五号第一項第二号	機関	内閣府及び復興庁								
第五号第一項第二号	機関並びに復興庁	機関並びに復興庁								

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（復興庁設置法の一部改正）</p> <p>第四十四条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三条第一項の表国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">産業競争力強化法 （平成二十五年法 律第 号）</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">第四百十 条第三項</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">又は各省の 内閣府令</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">、復興庁又は各省の内 閣府令（告示を含む） ）、復興庁令</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【削る】</p>	産業競争力強化法 （平成二十五年法 律第 号）	第四百十 条第三項	又は各省の 内閣府令	、復興庁又は各省の内 閣府令（告示を含む） ）、復興庁令
産業競争力強化法 （平成二十五年法 律第 号）	第四百十 条第三項	又は各省の 内閣府令	、復興庁又は各省の内 閣府令（告示を含む） ）、復興庁令		
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（復興庁設置法の一部改正）</p> <p>第四十四条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三条第一項の表に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">産業競争力強化法 （平成二十五年法 律第 号）</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">第四百十 条第三項</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">又は各省の 内閣府令</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">、復興庁又は各省の内 閣府令（告示を含む） ）、復興庁令</td> </tr> </table> <p>（復興庁設置法の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第四十五条 この法律の施行の日が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）の施行の日前である場合には、同法附則第六条のうち復興庁設置法附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表に」とあるのは、「表新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の項の次に」とする。</p>	産業競争力強化法 （平成二十五年法 律第 号）	第四百十 条第三項	又は各省の 内閣府令	、復興庁又は各省の内 閣府令（告示を含む） ）、復興庁令
産業競争力強化法 （平成二十五年法 律第 号）	第四百十 条第三項	又は各省の 内閣府令	、復興庁又は各省の内 閣府令（告示を含む） ）、復興庁令		

○ 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第 号）（附則第七条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 （国家戦略特別区域法の一部改正） 第二十四条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。 第十七条第三項中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に改める。</p>	<p>附則 【新設】</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>三の二 国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第号）第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。第三項第三号の七において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項</p> <p>三の三（略）</p> <p>四十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三の六（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項</p> <p>【新設】</p> <p>三の二（略）</p> <p>三の三（略）</p> <p>四十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三の六（略）</p>

三の七 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第

八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第二十七条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四〇六 (略)

六の二 第一項第三号の三の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七〇六十二 (略)

第十八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要政策に関する会議で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

国家戦略特別区域諮問会議	国家戦略特別区域法
中央防災会議	災害対策基本法
男女共同参画会議	男女共同参画社会基本法

【新設】

四〇六 (略)

六の二 第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七〇六十二 (略)

第十八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要政策に関する会議で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

中央防災会議	災害対策基本法
男女共同参画会議	男女共同参画社会基本法

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もつて内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）<u>第四条第一項第三号</u>の三の改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。</p> <p>（構成及び運営）</p> <p>第二条 協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣府設置法第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、<u>同法第四条第一項第三号</u>の三の改革に関する事務を掌理する職にある者</p> <p>三十一 （略）</p> <p>2～10 （略）</p> <p>附則</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もつて内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）<u>第四条第一項第三号</u>の二の改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。</p> <p>（構成及び運営）</p> <p>第二条 協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣府設置法第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、<u>同法第四条第一項第三号</u>の二の改革に関する事務を掌理する職にある者</p> <p>三十一 （略）</p> <p>2～10 （略）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p>

この法律は、公布の日から施行する。

【削る】

1| この法律は、公布の日から施行する。

(調整規定)

2| この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第三条の規定の施行の前日である場合には、同条の規定の施行の前日までの間における第一条及び第二条第一項第二号の規定の適用については、第一条中「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第三号の二の改革」とあるのは、「日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようとするための改革」と、第二項第一項第二号中「内閣府設置法第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、同法第四条第一項第三号の二の改革に関する事務を掌理する職にある者」とあるのは「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようとするための改革に関する事務を掌理する職にある者」とする。

○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（附則第十条関係）

2・3 (略)	<p style="text-align: center;">改正案</p>				<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(他の法律の適用の特例)</p> <p>第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>
	法律第 号)	国家戦略特別区域 法（平成二十五年	第三十八条	又は各省の 内閣府令	
2・3 (略)	<p style="text-align: center;">現行</p>				<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(他の法律の適用の特例)</p> <p>第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>
	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	